

1 みどりの基本計画とは

第1節 みどりの基本計画の概要

1. みどりの基本計画の概要

みどりの基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、みどりの保全や都市公園等の整備、都市緑化といった、みどり全般に関する基本的な方針が定められています。

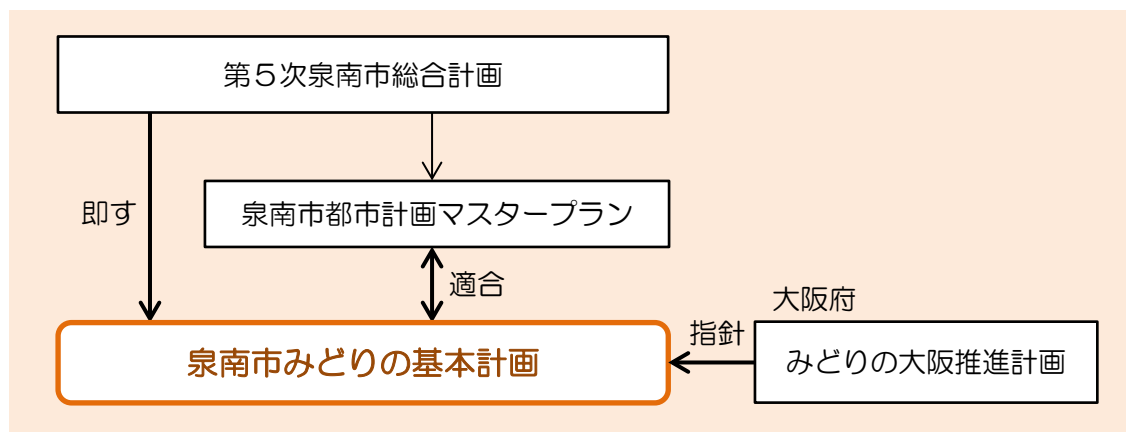
2. 計画期間と計画対象区域

本計画は、10年後の2029年を目標年次として策定し、今後の社会動向や計画の進捗状況により、必要に応じて計画の修正、見直しを行います。

また、計画対象区域は、本市全域とします。

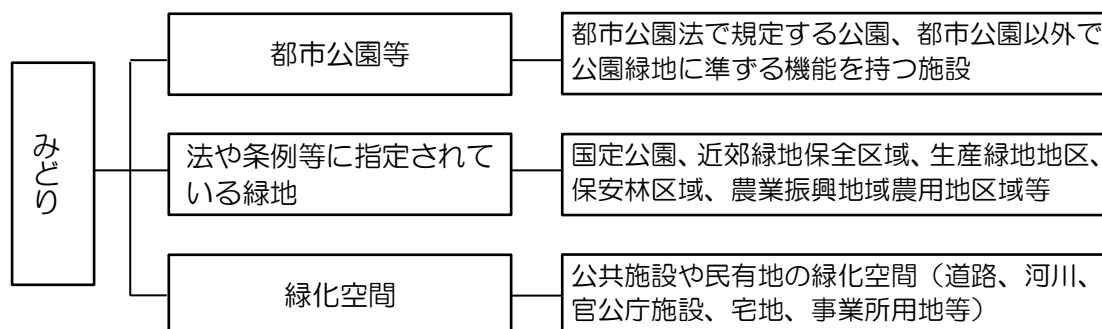
3. 計画の位置づけ

泉南市みどりの基本計画は、「第5次泉南市総合計画」を上位計画とし、「泉南市都市計画マスタープラン」と適合し、「みどりの大阪推進計画」を指針とした、総合的なみどりの整備・保全・活用等に関する施策を示すものです。



4. 計画の対象とするみどり

本計画で対象とするみどりは以下のとおりです。



5. 計画改定の背景と改定にあたっての視点

前回計画の策定から約 15 年が経過しましたが、この間、人口減少社会の到来や東日本大震災のような自然災害の発生、財政的制約など、みどりを取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、「第5次泉南市総合計画」や大阪府の「みどりの大阪推進計画」が策定されているほか、「泉南市都市計画マスタープラン」の改定も行われました。

さらに、都市緑地法、都市公園法など関連法令の改正も行われていることから、これらの背景をふまえたうえで、泉南市の特性を活かした計画となるよう、計画の改定を行いました。

改定にあたっての視点は、以下に示すとおりです。

◆持続可能なまちづくりへの対応

本市は、平成 17 年（2005 年）をピークに人口は減少傾向にあります。

今後も少子高齢化や人口減少が進むことが予測される中、限りある財源により持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

そのために、「今ある資源を活用」して効率的、効果的に施策に取り組むとともに、「多様な主体の連携と官民協働」につながるような施策を進める必要があります。

◆農地の保全や生物多様性への配慮

平成 20 年（2008 年）に生物多様性基本法が制定され、都市における緑地の保全・再生・創出・管理など、生物多様性の確保に向けた取組が重要であると認識されました。また、平成 29 年（2017 年）に改正された都市緑地法では、農地を緑地として政策に取り込むことが位置づけられました。

本市には、山林や農地、水辺など、豊かな自然が残っており、生物多様性の維持や農地の保全の活用につながるような施策を進める必要があります。

◆多様な主体による公園の活用や管理運営への対応

平成 29 年（2017 年）に改正された都市公園法を受けて、都市公園の再生・活用に向けた取組が始まっています。一方、本市の公園は開設後当初から年数を経た公園も多く、老朽化した施設の更新や改修、地域のニーズに対応した公園の新たな活用策が求められています。

したがって、「市民、市民団体、事業者といった多様な主体による公園の管理運営と活用」により、市民に愛され利用される公園づくりを進める必要があります。